

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令

参照条文 目次

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年法律第三百二十四号）（抄）	1
○ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）（抄）	44
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）	44

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（抄）

第一章 定義

（研究開発段階にある原子炉）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第五十四条第二号を除き、以下「法」という。）第二条第五項に規定する政令で定める原子炉は、発電の用に供する原子炉であつて次に掲げるものに該当するもの（第六十二条第一項第三号及び第八号において「研究開発段階発電用原子炉」という。）とする。

一 高速増殖炉（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二条第五項に規定する高速増殖炉をいう。）

二 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉（減速材として重水を、冷却材として沸騰軽水をそれぞれ使用する原子炉をいう。）

（特定核燃料物質）

第二条 法第二条第六項に規定する政令で定める核燃料物質は、次のいずれかに該当する核燃料物質とする。

一 プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。次条第一号及び第四十八条の表第二号において同じ。）及びその化合物

二 ウラン二三三及びその化合物

三 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウラン及びその化合物

四 前三号の物質の一又は二以上を含む物質

五 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物

六 前号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

（防護対象特定核燃料物質）

第三条 この政令において「防護対象特定核燃料物質」とは、次のいずれかに該当する特定核燃料物質をいう。

一 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超えるもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超えるもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キ

ロ グラムを超えるもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウ

ラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超えるもの

二 照射された前号に掲げる物質

三 照射された次に掲げる物質であつて、照射直後にその表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（第四十八条の表第二号において単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時を超えていたもの

イ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ハ トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質

第二章 製錬及び加工の事業に関する規制
（製錬事業の指定の申請）

第四条 法第三条第一項の指定は、製錬の事業を行おうとする工場又は事業所ごとに受けなければならない。前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添え、申請しなければならない。

（製錬事業に係る変更の許可の申請）

第五条 製錬事業者は、法第六条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事を伴うときは、その工事計画

（製錬事業に係る防護措置が必要な場合）

第六条 法第十一条の二第一項に規定する政令で定める場合は、製錬施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

(加工事業の許可の申請)

第七条 法第十三条第一項の許可は、加工の事業を行おうとする工場又は事業所ごとに受けなければならない。
2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(加工事業に係る変更の許可の申請)

第八条 加工事業者は、法第十六条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事を伴うときは、その工事計画

(施設定期検査を受ける加工施設)

第九条 法第十六条の五第一項に規定する加工施設のうち政令で定めるものは、加工設備本体、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線管理施設並びに加工設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

(加工事業に係る防護措置が必要な場合)

第十条 法第二十一条の二第二項に規定する政令で定める場合は、加工施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

(核燃料取扱主任者免状の交付を受けることができる者の認定)

第十一条 法第二十二条の三第一項第二号の規定による認定は、次の各号に該当する者について行うものとする。
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、理学若しくは工学に関する正規の課程を修めて卒業したこと、又はこれと同等以上の学力を有すると認められること。

二 核燃料物質の取扱いに関する専門的知識を必要とする業務に三年以上従事したこと。

三 核燃料物質の取扱いの管理に関する業務に一年以上従事したこと。

第三章 原子炉の設置、運転等に関する規制

第一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制

(試験研究用等原子炉の設置の許可の申請)

第十二条 法第二十三条第一項の許可は、試験研究用等原子炉を設置しようとする工場又は事業所（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、試験研究用等原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

（外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請）
第十三条 法第二十三条の二第一項の許可は、本邦の水域に立ち入らせようとする船舶ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、試験研究用等原子炉施設に関しその安全性を説明する書類その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

（試験研究用等原子炉の設置に係る変更の許可の申請）

第十四条 試験研究用等原子炉設置者（法第三十九条第五項の規定により試験研究用等原子炉設置者とみなされる者を含む。以下同じ。）は、法第二十六条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称、変更に係る工場又は事業所の工場又は事業所の名称及び所在地並びに変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地）

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事を伴うときは、その工事計画

（外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る変更の許可の申請）
第十五条 外国原子力船運航者は、法第二十六条の二第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、

原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る船舶の名称並びに本邦内において変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 本邦内において工事をを行うときは、その工事計画

(施設定期検査を受ける試験研究用等原子炉施設)

第十六条 法第二十九条第一項に規定する試験研究用等原子炉施設のうち政令で定めるものは、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設、貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備その他の試験研究用等原子炉の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

(運転計画の届出を要しない試験研究用等原子炉)

第十七条 法第三十条に規定する政令で定める試験研究用等原子炉は、臨界実験装置(炉心構造を容易に変更することができる試験研究用等原子炉であつて、核燃料物質の臨界量等当該試験研究用等原子炉の核特性を測定する用に専ら供するものをいう。別表第一において同じ。)とする。

(試験研究用等原子炉の設置、運転等に係る防護措置が必要な場合)

第十八条 法第三十五条第二項に規定する政令で定める場合は、試験研究用等原子炉施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

(試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請等)

第十九条 法第三十九条第一項の規定により試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体としての施設(原子力船を含む。)の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 使用の目的

四 試験研究用等原子炉の型式、熱出力及び基数

五 試験研究用等原子炉を設置している工場又は事業所の名称及び所在地(試験研究用等原子炉を船舶に設置している場合にあつては、その船舶の名称)

六 試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備

七 試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分方法

2 法第三十九条第二項の規定により原子力船の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、船舶の名称及び前項各号(第五号を除く。)に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 法第三十九条第二項の許可を受けて原子力船を譲り受けた者が法第二十六条第一項の規定による変更の許可を受けなければならない事項は、第一項第三号、第四号、第六号又は第八号に掲げる事項とし、法第二十六条

第二項の規定による変更の届出をしなければならない事項は、第一項第一号又は第七号に掲げる事項とする。
（原子炉主任技術者免状の交付を受けることができる者の認定）

第二十条 第十一条の規定は、法第四十一条第一項第二号の規定による認定について準用する。この場合において、第十一条第二号中「核燃料物質の取扱い」とあるのは「原子炉の構造」と、同条第三号中「核燃料物質の取扱い」とあるのは「原子炉の運転」と読み替えるものとする。

第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制
（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第二十条の二 法第四十三条の三の五第一項の許可は、発電用原子炉を設置しようとする工場又は事業所ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、発電用原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

（発電用原子炉の設置に係る変更の許可の申請）

第二十条の三 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事を伴うときは、その工事計画

（発電用原子炉の設置、運転等に係る防護措置が必要な場合）

第二十条の四 法第四十三条の三の二十二第二項に規定する政令で定める場合は、発電用原子炉施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

（発電用原子炉の譲受けの許可の申請）

第二十条の五 法第四十三条の三の二十五第一項の規定により発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 使用の目的

四 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数

五 発電用原子炉を設置している工場又は事業所の名称及び所在地

六 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備

七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分方法

九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る期間の上限)

第二十条の六 法第四十三条の三の三十一第三項に規定する政令で定める期間は、二十年とする。ただし、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定する既設発電用原子炉をいう。以下この条において同じ。）については、五十七年から当該既設発電用原子炉の設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの期間を控除した期間とする。

第四章 貯蔵、再処理及び廃棄の事業に関する規制

(貯蔵能力)

第二十一条 法第四十三条の四第一項の政令で定める貯蔵能力は、ウラン及びプルトニウムの照射される前の量の合計が一トンである使用済燃料を貯蔵することができることとする。

(貯蔵事業の許可の申請)

第二十二条 法第四十三条の四第一項の許可は、使用済燃料の貯蔵の事業を行おうとする事業所ごとに受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(貯蔵事業に係る変更の許可の申請)

第二十三条 使用済燃料貯蔵事業者は、法第四十三条の七第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更に係る事業所の名称及び所在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事を伴うときは、その工事計画

(施設定期検査を受ける使用済燃料貯蔵施設)

第二十四条 法第四十三条の十一第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料(法第四十三条の四第一項の使用済燃料に該当するものに限る。)の受入れ施設、使用済燃料貯蔵設備本体、計測制御系統施設、廃棄施設及び放射線管理施設並びに使用済燃料貯蔵設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

(貯蔵事業に係る防護措置が必要な場合)

第二十五条 法第四十三条の十八第二項に規定する政令で定める場合は、使用済燃料貯蔵施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

(再処理事業の指定の申請)

第二十六条 法第四十四条第一項の指定は、再処理の事業を行おうとする工場又は事業所ごとに受けなければならぬ。

2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しななければならない。

(再処理事業に係る変更の許可の申請)

第二十七条 再処理事業者は、法第四十四条の四第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事を伴うときは、その工事計画

(施設定期検査を受ける再処理施設)

第二十八条 法第四十六条の二の二第一項に規定する再処理施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設、計測制御系統施設、廃棄施設並びに放射線管理施設並びに再処理設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

(再処理事業に係る防護措置が必要な場合)

第二十九条 法第四十八条第二項に規定する政令で定める場合は、再処理施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

(廃棄事業の許可の申請)

第三十条 法第五十一条の二第一項の許可は、第一種廃棄物埋設、第二種廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業を行うおうとする事業所ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(政令で定める放射性物質の種類等)

第三十一条 法第五十一条の二第一項第一号の政令で定める放射性物質は次の表の上欄に掲げる放射性物質とし、同号の人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める基準は同欄に掲げる放射性物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度とする。

炭素十四	十ペタベクレル毎トン
塩素三十六	十テラベクレル毎トン
テクネチウム九十九	百テラベクレル毎トン
よう素百二十九	一テラベクレル毎トン
アルファ線を放出する放射性物質	百ギガベクレル毎トン

(廃棄物管理)

第三十二条 法第五十一条の二第一項第三号に規定する管理又は処理であつて政令で定めるものは、次のいずれかに該当するもの(廃棄物埋設事業者が廃棄物埋設施設において行うもの及び船舶において行われるものを除く。)とする。

一 固体状の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の管理であつて放射線による障害の防止を目的としたもの

二 液体状又は固体状の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の処理であつて、容器に封入すること、容器に固型化することその他の方法によつてこれらを管理又は最終的な処分に適した性状にするもの

(廃棄事業に係る変更の許可の申請)

第三十三条 廃棄事業者は、法第五十一条の五第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更に係る事業所の名称及び所在地

- 三 変更の内容
 - 四 変更の理由
 - 五 工事を伴うときは、その工事計画
 - (特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設)
- 第三十四条 法第五十一条の七第一項の政令で定める第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設は、廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。
- 2 法第五十一条の七第一項の政令で定める廃棄物管理施設は、三・七テラベクレル以上の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理施設とする。
- (施設定期検査を受ける特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設)
- 第三十五条 法第五十一条の十第一項に規定する特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。
- 一 特定廃棄物埋設施設 廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるもの
 - 二 特定廃棄物管理施設 廃棄物受入れ施設、廃棄物管理設備本体、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物管理設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるもの
- (廃棄事業に係る防護措置が必要な場合)
- 第三十六条 法第五十一条の十六第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 地上又は地表から深さ五十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合(当該防護対象特定核燃料物質が固体状の物(アルファ線を放出する放射性物質の放射能濃度が十ギガベクレル毎トンを超えないものに限る。)に含まれる場合を除く。)
 - 二 地表から深さ五十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設施設(当該廃棄物埋設施設のすべての坑道について坑道の埋戻し及び坑口の閉塞(そく)を行つたものを除く。)において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合
 - 三 廃棄物管理施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合
- (廃棄物埋設地の譲受け等の許可の申請)
- 第三十七条 法第五十一条の十九第一項の規定により廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 廃棄物埋設施設を設置している事業所の名称及び所在地

四 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の性状及び量

五 廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法

六 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期

第五章 核燃料物質、核原料物質及び国際規制物資の使用等に関する規制

第三十八条 法第五十二条第一項の許可は、核燃料物質を使用しようとする工場又は事業所ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(使用の許可を要しない核燃料物質の種類及び数量)

第三十九条 法第五十二条第一項第五号の政令で定める種類及び数量の核燃料物質は、次の表の上欄に掲げる種類及び当該種類についてそれぞれ同表の下欄に掲げる数量の核燃料物質とする。

一	ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物	ウランの量三百グラム以下
二	ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物	ウランの量三百グラム以下
三	前二号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量三百グラム以下
四	トリウム及びその化合物	トリウムの量九百グラム以下
五	前号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量九百グラム以下

(核燃料物質の使用に係る変更の許可の申請)

第四十条 使用者は、法第五十五条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の場所

三 変更の内容

四 変更の理由

(施設検査等を要する核燃料物質)

第四十一条 法第五十五条の二第一項及び第五十六条の三第一項に規定する政令で定める核燃料物質は、次のいずれかに該当する核燃料物質とする。

一 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が一グラム以上のもの。ただし、密封されたものにあつては、プルトニウムの量が四百五十グラム未満のものを除く。

二 三・セテラベクレル以上の使用済燃料

三 ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラム以上のもの

四 前号に掲げるもののほか、次の表の上欄に掲げるウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が同表の下欄に掲げる量以上のもの。ただし、同表の上欄に掲げるウランのいずれもがある場合には、それぞれのウラン二三五の量の同表の下欄に掲げる量に対する割合の和が一以上であるものを含む。

一	ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の五に達しないウラン	千二百グラム
二	ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の七	七百グラム
五	以上のウラン	

五 前二号に掲げるもののほか、六ふつ化ウランであつて、ウランの量が一トン以上のもの
六 前三号に掲げるもののほか、ウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウランの量が三トン以上のもの(液体状のものに限る。)

(核燃料物質の使用に係る防護措置が必要な場合)

第四十二条 法第五十七条第二項に規定する政令で定める場合は、使用施設等(使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。以下同じ。)において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

(核原料物質の使用の届出)

第四十三条 法第五十七条の八第一項及び第三項の規定による届出は、工場又は事業所ごとにしなければならない。

(使用の届出を要しない核原料物質の放射能濃度等の限度)

第四十四条 法第五十七条の八第一項第三号に規定する政令で定める限度は、放射能濃度については、七十四ベクレル毎グラム(固体状の核原料物質にあつては、三百七十ベクレル毎グラム)とし、ウラン又はトリウムの数量については、ウランの量に三を乗じて得られる数量及びトリウムの量を合計した数量で九百グラムとする。

(核原料物質の使用に係る変更の届出)

第四十五条 核原料物質使用者は、法第五十七条の八第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の場所

三 変更の内容

四 変更の理由

(廃棄に関する確認を要する場合)

第四十六条 法第五十八条第二項に規定する政令で定める場合は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物をこれらの廃棄施設に廃棄する場合(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものを輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者又は使用者がこれを廃棄する場合を除く。)及び法第六十二条第一項ただし書に該当してこれらの海洋投棄をする場合以外の場合とする。

(運搬に係る特定核燃料物質の防護のための措置が必要な特定核燃料物質)

第四十七条 法第五十九条第一項に規定する政令で定める特定核燃料物質は、防護対象特定核燃料物質とする。

(運搬に関する確認を要する場合)

第四十八条 法第五十九条第二項に規定する政令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合について、それぞれ同表の下欄に掲げるもののいずれかに該当する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合とする。

<p>一 法第五十九条第一項の規定により保安のための措置が必要な場合</p>	<p>イ 放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、原子力規制委員会規則(国土交通大臣の確認を要する場合にあつては、国土交通省令。ロにおいて同じ。)で定めるもの</p> <p>ロ 臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であつて、原子力規制委員会規則で定めるもの</p>
<p>二 法第五十九条第一項の規定により保安及び特定核燃料物質の防護のための措置が必要な場合</p>	<p>イ 照射されていない次に掲げる物質</p> <p>(1) プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの</p> <p>(2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分</p>

	<p>の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの</p> <p>(3) ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの</p> <p>ロ 照射されたイに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの</p>
--	---

(都道府県公安委員会への届出を要する場合)

第四十九条 法第五十九条第五項に規定する政令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合について、それぞれ同表の下欄に掲げるもののいずれかに該当する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合とする。

<p>一 法第五十九条第一項の規定により保安のための措置が必要な場合</p> <p>二 法第五十九条第一項の規定により保安及び特定核燃料物質の防護のための措置が必要な場合</p>	<p>イ 放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、内閣府令で定めるもの</p> <p>ロ 臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であつて、内閣府令で定めるもの</p> <p>防護対象特定核燃料物質</p>
---	--

(不要となつた運搬証明書の返納)

第五十条 運搬証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該運搬証明書(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した運搬証明書)を交付を受けた都道府県公安委員会に返納するようにしなければならない。

- 一 運搬を終了したとき。
- 二 運搬をしないこととなつたとき。
- 三 運搬証明書の再交付を受けた場合において、喪失し、又は盗取された運搬証明書を発見し、又は回復したとき。

(都道府県公安委員会の間の連絡)

第五十一条 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係都道府県公安委員会(以下この条にお

いて「関係公安委員会」という。）は、次に掲げる措置をとるものとする。

一 出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下この号において「出発地公安委員会」という。）以外の関係公安委員会にあつては、出発地公安委員会を通じて、法第五十九条第五項の規定による届出の受理、運搬証明書の交付及び同条第六項の指示を行うこと。

二 法第五十九条第六項の指示を行おうとするときは、あらかじめ、当該指示の内容を他の関係公安委員会に通知すること。

三 前二号に定めるもののほか、当該運搬について、災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため、他の関係公安委員会と緊密な連絡を保つこと。

2 前項に規定するもののほか、運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係公安委員会は、一の関係公安委員会を通じて、法第五十九条第九項の規定による届出、同条第十項の規定による申請及び前条の規定による返納の受理を行うことができるものとする。この場合において、他の関係公安委員会は、当該一の関係公安委員会を通じて、運搬証明書の書換え又は再交付を行うものとする。

（特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結等が必要な場合）
第五十二条 法第五十九条の二第一項に規定する政令で定める場合は、次のいずれかに該当する特定核燃料物質が運搬される場合とする。

一 防護対象特定核燃料物質

二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるものであつて、ウランの量が五百キログラムを超えるもの（照射されていないものに限る。）

（受託貯蔵に係る防護措置が必要な特定核燃料物質）

第五十三条 法第六十条第二項に規定する政令で定める特定核燃料物質は、防護対象特定核燃料物質とする。

（法第六十一条の二第三項の政令で定める法令）

第五十四条 法第六十一条の二第三項に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）

二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

三 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）

四 原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四十八号）

五 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）

七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）

- 八 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）
- 九 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）
- 十 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）
- 十一 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）
- 十二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八十号）
- 十三 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）
- 十四 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）
- 十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）
- 十六 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）
- 十七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令
- 十八 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第二百八号）
- 十九 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）

（国際規制物資の使用の許可の申請）

第五十五条 第六十一条の三第一項の許可は、国際規制物資を使用しようとする工場又は事業所ごとに受けなければならぬ。

（国際特定活動の届出）

第五十六条 第六十一条の九の四第一項の規定による届出は、国際特定活動を行う工場又は事業所ごとにしなければならぬ。

（情報処理業務の委託）

第五十七条 第六十一条の十の規定により原子力規制委員会が指定情報処理機関に行わせることができる情報処理業務は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる情報（次号において「国際規制物資情報」という。）の整理
 - イ 国際規制物資の在庫量の確認の実施及び受払いに関する計画に関する情報
 - ロ 国際規制物資の在庫及びその増減の状況に関する情報
 - ハ 国際原子力機関が行う封印の検認その他の方法による国際規制物資の移動の監視、記録の確認及び国際規制物資の計量の結果に関する情報
- 二 国際規制物資情報に関する解析
 - 2 前項第二号に掲げる解析の方法については、原子力規制委員会規則で定める。
 - （法第六十一条の二十三の二第三号の政令で定める業務）

第五十八条 法第六十一条の二十三の二第三号の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適切な実施のため必要な技術的検査に関する調査研究を行うこと。

二 法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは法第六十八条第四項の規定により収去する試料又は同条第一項の規定により収去する試料（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために収去するものに限る。）の試験に関する調査研究を行うこと。

三 法第六十一条の八の二第二項第四号又は法第六十八条第十五項若しくは第十六項の規定によりする封印又は取り付ける装置に関する調査研究を行うこと。

四 国際規制物資の適正な計量に必要な技術に関する調査研究を行い、及びその成果を普及すること。

第六章 雑則

（報告）

第五十九条 法第六十七条第五項の規定により原子力規制委員会が国際規制物資を使用している者（国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を含む。）その他の者に對し報告をさせることができる事項は、次に掲げる事項とする。

一 国際原子力機関からの要請に係る事項

二 追加議定書第四条dに規定する疑義又は問題に係る事項

三 ウラン鉱山（ウラン鉱の探鉱、採鉱又は選鉱を行う事業場をいう。以下この号において同じ。）の所在地並びに当該ウラン鉱山におけるウラン鉱の探鉱、採鉱又は選鉱の実施の状況並びにウラン鉱の年間の生産数量及び生産能力

（原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の定数及び資格）

第六十条 原子力施設検査官の定数は二百二十四人とする。

2 原子力保安検査官の定数は二百二十二人とする。

3 核物質防護検査官の定数は四十人とする。

4 原子力施設検査官は加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の構造、性能及び保安について、相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

5 原子力保安検査官は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。）並びに製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設等の構造及び性能について、相当の知識及び経験を有する

者でなければならない。

6 核物質防護検査官は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置について、相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

(外務省職員の立会いを要する立入検査等)

第六十一条 法第六十八条第十三項の政令で定める場合は、国際原子力機関の指定する者が同項の規定による立入検査であつて次に掲げるものを行う場合(当該立入検査の際に同条第十八項の規定による封印又は装置の取付けをする場合を含む。)とする。

一 追加議定書第四条 a (i) に規定するアクセスとして行われるもの(同条 b (i i) の規定による通告があつた日に行われるものを除く。)

二 追加議定書第四条 a (ii) に規定するアクセスとして行われるもの

三 追加議定書第四条 a (iii) に規定するアクセスとして行われるもの(当該立入検査が行われたことがある場所に対するものに限る。)

(届出を受理した場合における通報等)

第六十二条 法第七十一条第六項の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 発電用原子炉以外の原子炉(船舶に設置する原子炉を除く。)に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

二 実用発電用原子炉に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

三 研究開発段階発電用原子炉に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

四 船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものに限る。)に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

五 船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)に係る原子炉設置者又は外国原子力船運航者による法第二十六条第二項、第二十六条の二第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

六 法第六条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十一条の五第二項又は第五十一条の十三第二項の規定による届出の受理

七 法第十二条の六第八項(法第二十一条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項及び第五十一条の二十五第三項において準用する場合を含む。)又は第十二条の

七第九項（法第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項及び第五十一條の二十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認（法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三第四項において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認にあつては、実用発電用原子炉に係るものに限る。）

八 法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三第四項において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）

九 法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三第四項において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の原子炉に係るものに限る。）

十 法第五十九條の二第二項の規定による確認

十一 法第十條、第二十條、第二十一條の三第一項、第四十三條の十六、第四十三條の十九第一項、第四十六條の七、第四十九條第一項、第五十一條の十四、第五十一條の十七第一項又は第六十四條第三項の規定による処分（法第二十一條の三第一項の規定による処分にあつては加工施設の使用の停止の命令に限り、法第四十三條の十九第一項の規定による処分にあつては使用済燃料貯蔵施設の使用の停止の命令に限り、法第四十九條第一項の規定による処分にあつては再処理施設の使用の停止の命令に限り、法第五十一條の十七第一項の規定による処分にあつては廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の使用の停止の命令に限り、法第六十四條第三項の規定による処分にあつては製錬施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の使用の停止の命令に限る。）

2 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる届出の受理をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

- 一 前項第一号に掲げる届出の受理 文部科学大臣
- 二 前項第二号又は第六号に掲げる届出の受理 経済産業大臣
- 三 前項第三号に掲げる届出の受理 文部科学大臣及び経済産業大臣
- 四 前項第四号に掲げる届出の受理 文部科学大臣及び国土交通大臣
- 五 前項第五号に掲げる届出の受理 国土交通大臣

3 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる確認をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

- 一 第一項第七号に掲げる確認 経済産業大臣
- 二 第一項第八号に掲げる確認 文部科学大臣及び経済産業大臣
- 三 第一項第九号に掲げる確認 文部科学大臣

<p>四 第一項第十号に掲げる確認 国土交通大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）</p> <p>4 原子力規制委員会は、第一項第十一号に掲げる処分をした場合においては、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。</p> <p>（国家公安委員会等との関係）</p> <p>第六十三条 法第七十二条第一項の規定により原子力規制委員会が意見を聴かなければならない者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。</p>	<p>一 船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る核物質防護規定について法第四十三条の二第一項の認可をする場合</p>	<p>二 試験研究用等原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る核物質防護規定について法第四十三条の二第一項の認可をする場合</p>	<p>三 発電用原子炉のうち原子力規制委員会が告示で定めるもの（以下「特定発電用原子炉」という。）に係る核物質防護規定について法第四十三条の三の二十七第一項の認可をする場合</p>	<p>四 製錬施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下この条において「製錬施設等」という。）のうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る核物質防護規定について法第七十二条第一項に規定する規定により認可をする場合</p>	<p>五 試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉又は製錬施設等であつて前各号に規定するもの以外のものに係る核物質防護規定について法第七十二条第一項に規定する規定により認可をする場合</p>	<p>六 船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設又は製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設を除く。）、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設若しくは使用施設のうち原子力規制委員会が告示で定めるものが法第六十</p>
	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>

<p>四 条の二第一項の規定により特定原子力施設の指定を受けた場合において、これらの施設に係る実施計画（同条第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）について法第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。次号において同じ。）をする場合</p> <p>七 製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設を除く。）、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設であつて前号に規定するもの以外のものが法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設の指定を受けた場合において、これらの施設に係る実施計画について法第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可をする場合</p> <p>法第七十二条第二項の規定により意見を述べることができる者は、次の表の上欄に掲げる意見の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。</p>	<p>国家公安委員会</p>
<p>一 船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者についての法第七十条第二項に規定する規定の運用に関する意見</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
<p>二 試験研究用等原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る試験研究用等原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
<p>三 特定発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
<p>四 製錬施設等のうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
<p>五 試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉又は製錬施設等であつて前各号に規定するもの以外のものに係る試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者についての法第七十二条</p>	<p>国家公安委員会</p>

第二項に規定する規定の運用に関する意見

六 外国原子力船運航者についての法第三十五条第二項の規定の運用に関する意見

国家公安委員
会及び海
上保安庁長
官

七 その貯蔵に用いる施設が原子力規制委員会が告示で定める施設に該当する受託貯蔵者についての法第六十条第二項の規定の運用に関する意見

国家公安委員
会及び海
上保安庁長
官

八 受託貯蔵者であつて前号に規定するもの以外のものについての法第六十条第二項の規定の運用に関する意見

国家公安委員
会

第六十四条 法第七十二条第五項の規定により原子力規制委員会が連絡しなければならない者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

一 船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者（当該試験研究用等原子炉を設置しようとする者及び当該試験研究用等原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。次号において同じ。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分、届出の受理その他の行為（以下この条において「処分等」という。）をした場合

国家公安委員
会及び海
上保安庁長
官

二 試験研究用等原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る試験研究用等原子炉設置者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合

国家公安委員
会及び海
上保安庁長
官

三 特定発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者（当該特定発電用原子炉を設置しようとする者及び当該特定発電用原子炉に係る旧発電用原子炉設置者等を含む。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合

国家公安委員
会及び海
上保安庁長
官

四 第一号又は第二号に規定する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者からその設置した試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第三十九条第一項の許可をした場合

国家公安委員
会及び海
上保安庁長
官

<p>五 特定発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者からその設置した特定発電用原子炉又は特定発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第四十三条の三の二十五第一項の許可をした場合</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
<p>六 試験研究用等原子炉であつて第一号若しくは第二号に規定するもの以外のものに係る試験研究用等原子炉設置者（当該試験研究用等原子炉を設置しようとする者及び当該試験研究用等原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）又は当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者からその設置した試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>国家公安委員会</p>
<p>七 特定発電用原子炉以外の発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者（当該発電用原子炉を設置しようとする者及び当該発電用原子炉に係る旧発電用原子炉設置者等を含む。）又は当該発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉若しくは発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>国家公安委員会</p>
<p>八 製錬施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下この条において「製錬施設等」という。）のうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（製錬の事業を行おうとする者、加工の事業を行おうとする者、使用済燃料の貯蔵の事業を行おうとする者、再処理の事業を行おうとする者、廃棄の事業を行おうとする者又は核燃料物質を使用しようとする者を含む。第八号において同じ。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
<p>九 前号に規定する製錬施設等に係る旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等について法第十二条の七第九項（法第二十二條の九第五項、第四十三條の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の確認をした場合</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
<p>十 廃棄物埋設施設のうち第五号の告示で定めるものに係る廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第五十一条の十九第一項の許可をした場合</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>

<p>十一 製錬施設等であつて第五号に規定するもの以外のものに係る製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>国家公安委員</p>
<p>十二 前号に規定する製錬施設等に係る旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等について法第十二条の七第九項（法第二十二条の九第五項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）の確認をした場合</p>	<p>国家公安委員</p>
<p>十三 廃棄物埋設施設のうち第五号の告示で定めるもの以外のものに係る廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第五十一条の十九第一項の許可をした場合</p>	<p>国家公安委員</p>
<p>十四 外国原子力船運航者（外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせようとする者を含む。）又は原子力船を譲り受けようとする者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>国家公安委員 上保安庁長官</p>
<p>十五 その使用し、又は使用しようとする施設が原子力規制委員会が告示で定める施設に該当する核原料物質使用者又は核原料物質を使用しようとする者について法第五十七条の八第一項又は第三項の規定による届出を受理した場合</p>	<p>国家公安委員 上保安庁長官</p>
<p>十六 核原料物質使用者又は核原料物質を使用しようとする者であつて前号に規定するもの以外のものについて法第五十七条の八第一項又は第三項の規定による届出を受理した場合</p>	<p>国家公安委員 上保安庁長官</p>

（手数料）

第六十五条 法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料（次項に規定する溶接検査に係るものを除く。）の額は、別表第一のとおりとする。

2 法第十六条の四第一項若しくは第四項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第四十三条の十第一項若しくは第四項、第四十六条の二第一項若しくは第四項、第五十一条の九第一項若しくは第四項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受けようとする者が法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、別表第

二のとおりとする。

3 法第七十五条第三項の政令で定める独立行政法人は、別表第三に掲げる独立行政法人とする。

第七章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

(取締官)

第六十六条 法第八十五条第一項の政令で定める者は、警察官及び海上保安官とする。

(担保金の額に関する基準)

第六十七条 法第八十五条第三項の基準は、違反の類型、その罪につき定められた刑、違反の程度、違反の回数等を考慮して定めなければならない。

(担保金等の提供)

第六十八条 担保金（担保金の提供を保証する書面（以下「保証書」という。）に記載されているところに従って提供されるものを除く。第一号において同じ。）又は保証書は、次に掲げるところに従って提供されなければならない。

一 担保金にあつては、法第八十五条第一項の規定による告知があつた日の翌日から起算して十日以内（取締官がやむを得ない事由があると認めて当該告知があつた日の翌日から起算して二十日を超えない範囲内において当該期間を延長したときは、その期間内）に、同項に規定する違反者又は同項に規定する事件に係る船舶の船長その他主務大臣が担保金を提供する者として適当と認める者から、本邦通貨で提供されること。

二 保証書にあつては、次に掲げる要件に適合するものが前号の期間内に提供されること。
イ 当該保証書が提供された日の翌日から起算して一月以内に本邦通貨で担保金が提供されることを保証するものであり、かつ、当該保証書に記載されているところに従って担保金が確実に提供されると認められるものであること。

ロ 当該保証書に係る担保金を提供する者が前号に規定する者に該当するものであること。
2 前項第一号及び第二号イの期間の末日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たるときは、その日は、当該期間に算入しない。

(主務大臣及び主務省令)

第六十九条 法第八十五条第二項、第八十六条第一項及び第八十七条第一項並びに前条第一項における主務大臣は、警察官に係る事件については内閣総理大臣、海上保安官に係る事件については国土交通大臣とし、法第八十五条第三項における主務大臣は、内閣総理大臣及び国土交通大臣とする。

2 法第八十八条における主務省令は、内閣府令・国土交通省令とする。

別表第一（第六十五条）

番号	手数料を納付すべき者	金額
一	法第三条第一項の指定を受けようとする者	七百八十六万五千五百円（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、七百八十五万三千八百円）
二	法第六条第一項の許可を受けようとする者	六十四万三千五百円（電子申請等による場合にあつては、六十三万七千七百円）
三	法第十二条の六第二項又は法第十二条の七第二項の認可を受けようとする者	百四十三万七千五百円（電子申請等による場合にあつては、百四十三万六千六百円）
四	法第十二条の六第三項又は法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	三十九万八千五百円（電子申請等による場合にあつては、三十九万六千七百円）
五	法第十二条の六第八項又は法第十二条の七第九項の確認を受けようとする者	百四十六万二千二百円

十二		十一	十	九	八	七	六	
核燃料取扱主任者免状の再交付を受けようとする者	核燃料取扱主任者	法第二十二條の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験を受けようとする者	法第十六條の五第一項の施設定期検査を受けようとする者	法第十六條の三第一項の使用前検査を受けようとする者	法第十六條の二第一項又は第二項の認可を受けようとする者	法第十六條第一項の許可を受けようとする者	法第十三條第一項の許可を受けようとする者	
三千三百円（電子申請等による場合にあつては、三千五十円）	四万七千七百円（電子申請等による場合にあつては、四万七千四百円）	三十四万六千五百円	二百三十四万九千五百円（電子申請等による場合にあつては、二百三十七万七千七百円）	百十七万四千八百円（電子申請等による場合にあつては、百十七万七千七百円）	三十二万七千七百円（電子申請等による場合にあつては、三十一万円）	六十四万三千五百円（電子申請等による場合にあつては、六十三万七千七百円）	七百八十六万五千五百円（電子申請等による場合にあつては、七百八十五万三千八百円）	（電子申請等による場合にあつては、百四十六万八千八百円）

十三	<p>法第二十二條の八第二項又は第二十二條の九第二項の認可を受けようとする者</p>	<p>百四十三万七千五百円（電子申請等による場合にあっては、百四十三万六千円）</p>
十四	<p>法第二十二條の八第三項において準用する法第十二條の六第三項又は法第二十二條の九第五項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者</p>	<p>三十九万八千円（電子申請等による場合にあっては、三十九万六千七百円）</p>
十五	<p>法第二十二條の八第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第二十二條の九第五項において準用する法第十二條の七第九項の確認を受けようとする者</p>	<p>百四十六万二千二百円（電子申請等による場合にあっては、百四十六万八千円）</p>
十六	<p>法第二十三條第一項の許可を受けようとする者</p> <p>イ 臨界実験装置の設置の許可</p> <p>ロ 熱出力が百キロワット以下の試験研究用等原子炉（臨界実験装置を除く。）の設置の許可</p> <p>ハ 熱出力が百キロワットを超える試験研究用等原子炉の設置の許可</p>	<p>七十万五千円（電子申請等による場合にあっては、七十万三千円）</p> <p>百四十五万三千円（電子申請等による場合にあっては、百四十五万千円）</p> <p>八百四十四万五千三百円（電子申請等による場合にあっては、八百四十四万三千三百円）</p>
十七	<p>法第二十三條の二第一項の許可を受けようとする者</p>	<p>五百二万三千二百円（電子申請等による場合にあっては、五百二万千八百円）</p>
十八	<p>法第二十六條第一項の許可を受けようとする者</p> <p>イ 臨界実験装置以外の試験研究用等原子炉の熱出力の増加又は臨界実</p>	<p>二百二十一万三千二百</p>

	<p>験装置以外の試験研究用等原子炉の基数の増加に係る変更の許可</p> <p>ロ その他の変更の許可</p>	<p>円（電子申請等による場合にあっては、二百一十一万二千二百円） 七十三万二千三百円（電子申請等による場合にあっては、七十三万三百円）</p>
十九	<p>法第二十六条の二第一項の許可を受けようとする者</p> <p>イ 試験研究用等原子炉の熱出力の増加又は試験研究用等原子炉の基数の増加に係る変更の許可</p> <p>ロ その他の変更の許可</p>	<p>百六十五万九千七百円（電子申請等による場合にあっては、百六十五万八千三百円） 十六万六千四百円（電子申請等による場合にあっては、十六万五千円）</p>
二十	<p>法第二十七条第一項又は第二項の認可を受けようとする者</p>	<p>十六万四千円（電子申請等による場合にあっては、十六万二千七百円）</p>
二十一	<p>法第二十八条第一項の使用前検査を受けようとする者</p> <p>イ 臨界実験装置に係る使用前検査</p> <p>ロ 熱出力が百キロワット以下の試験研究用等原子炉（臨界実験装置を除く。）に係る使用前検査</p> <p>ハ 熱出力が百キロワットを超える試験研究用等原子炉に係る使用前検査</p>	<p>百十三万三千円（電子申請等による場合にあっては、百十三万七千五百円） 五十二万三百円（電子申請等による場合にあっては、五十一万九千円） 百三十二万五千円（</p>

	<p style="text-align: center;">査</p>	<p>電子申請等による場合にあっては、百三十二万三千八百円)</p>
二十二	<p>法第二十九条第一項の施設定期検査を受けようとする者</p> <p>イ 臨界実験装置に係る施設定期検査</p> <p>ロ 熱出力が百キロワット以下の試験研究用等原子炉（臨界実験装置を除く。）に係る施設定期検査</p> <p>ハ 熱出力が百キロワットを超える試験研究用等原子炉に係る施設定期検査</p>	<p>二十五万四千四百円（電子申請等による場合にあっては、二十五万三千二百円）</p> <p>四十六万八千円（電子申請等による場合にあっては、四十六万六千八百円）</p> <p>百二十一万八千六百円（電子申請等による場合にあっては、百二十一万七千三百円）</p>
二十三	<p>法第三十九条第一項の許可を受けようとする者</p>	<p>三十三万九千円（電子申請等による場合にあっては、三十三万七千円）</p>
二十四	<p>法第三十九条第二項の許可を受けようとする者</p>	<p>五百二万三千二百円（電子申請等による場合にあっては、五百二万千八百円）</p>
二十五	<p>法第四十一条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者</p>	<p>五万二千円</p>
二十六	<p>原子炉主任技術者免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>三千三百円（電子申請等による場合にあっては、三千円）</p>
二十七	<p>法第四十三条の三の二第二項又は第四十三条の三の三第二項の認可を受けようとする者</p>	<p>七十九万三百円（電子申請等による場合にあっては、七十九万円）</p>

	二十八 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	つては、七十八万八千三百円)
二十九	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の認可を受けようとする者	三十九万八千八百円(電子申請等による場合にあっては、三十八万九千八百円)
三十	法第四十三条の三の五第一項の認可を受けようとする者	千七十万三千九百円(電子申請等による場合にあっては、千七十万千八百円)
三十一	法第四十三条の三の八第一項の認可を受けようとする者 イ 発電用原子炉の熱出力の増加又は発電用原子炉の基数の増加に係る変更の許可 ロ その他の変更の許可	四百二万八千六百円(電子申請等による場合にあっては、四百二万六千六百円) 五十二万四千百円(電子申請等による場合にあっては、五十二万二千百円)
三十二	法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者 イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の計画の認可 ロ その他の工事の計画の認可又は変更の認可	百六十六万二千二百円(電子申請等による場合にあっては、百六十六万百円) 三十六万八千四百円(電子申請等による場合

	<p>三十三</p> <p>法第四十三条の三の十一第一項の使用前検査を受けようとする者</p> <p>イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事に係る使用前検査</p>	<p>にあつては、三十六万六千三百円)</p>
<p>三十四</p>	<p>法第四十三条の三の十二第一項の燃料体検査を受けようとする者</p> <p>イ 燃料体を構成する燃料棒の数の総数(燃料体が燃料棒で構成されていない場合にあつては、燃料体の数の総数。以下同じ。)が千個以下の燃料体検査</p> <p>ロ 燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個を超える燃料体検査</p>	<p>十二万六千円(電子申請等による場合にあつては、十一万九千三百円)</p> <p>十二万六千円(電子申請等による場合にあつては、十一万九千三百円)</p> <p>千個又はその端数を増すごとに九万八千八百円を加算した額</p>
<p>三十五</p>	<p>法第四十三条の三の十二第四項の燃料体検査を受けようとする者</p> <p>イ 燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個以下の燃料体検査</p> <p>ロ 燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個を超える燃料体検査</p>	<p>六万三千円(電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円)</p> <p>六万三千円(電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円)</p>

三十六	法第四十三条の三の十三第三項の審査を受けようとする者 イ 溶接箇所が三百箇所以内の原子炉容器等に係る溶接事業者検査の実施に係る体制についての審査 ロ 溶接箇所が三百箇所を超える原子炉容器等に係る溶接事業者検査の実施に係る体制についての審査	は、五万九千六百五十円（千個を超える千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額）
三十七	法第四十三条の三の十五第一項の施設定期検査を受けようとする者	二百二十五万九千七百円（電子申請等による場合にあつては、二百二十五万五千六百円）
三十八	法第四十三条の三の十六第四項の審査を受けようとする者	二千九百二十九万四千円
三十九	法第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けようとする者	三十二万七千五百円（電子申請等による場合にあつては、三十二万五千四百円）
四十	法第四十三条の三の二十九第一項の型式証明を受けようとする者	七十四万三千六百円（電子申請等による場合にあつては、七十四万千六百円）
四十一	法第四十三条の三の三十第一項の指定を受けようとする者	五十四万円（電子申請等による場合にあつては、五十三万八千円）

四十二	法第四十三條の三の三十一第二項の認可を受けようとする者	四百六十八万六千七百円（電子申請等による場合にあつては、四百六十八万四千六百円）
四十三	法第四十三條の三の三十二第二項又は第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けようとする者	百八十四万七千円（電子申請等による場合にあつては、百八十四万四千九百円）
四十四	法第四十三條の三の三十二第三項において準用する法第十二條の六第三項又は法第四十三條の三の三十三第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者	四十三万六千七百円（電子申請等による場合にあつては、四十三万四千六百円）
四十五	法第四十三條の三の三十二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三十三第四項において準用する法第十二條の七第九項の認可を受けようとする者	百五十五万二千九百円（電子申請等による場合にあつては、百五十五万九百円）
四十六	法第四十三條の四第一項の認可を受けようとする者	四百五十九万三千四百円（電子申請等による場合にあつては、四百五十九万二千二百円）
四十七	法第四十三條の七第一項の許可を受けようとする者	七十一万九千八百円（電子申請等による場合にあつては、七十一万八千六百円）
四十八	法第四十三條の八第一項又は第二項の認可を受けようとする者	二十九万八千五百円（電子申請等による場合にあつては、二十九万七千三百円）
四十九	法第四十三條の九第一項の使用前検査を受けようとする者	百十万六千二百円（電子申請等による場合に

五十									法第四十三条の十一第一項の施設定期検査を受けようとする者	あつては、百十万五千円)
五十一									法第四十三条の二十七第二項又は第四十三条の二十八第二項の認可を受けようとする者	八十一万七千五百円(電子申請等による場合にあつては、八十一万六千五百円)
五十二									法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第四十三条の二十八第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	二十七万四千百円(電子申請等による場合にあつては、二十七万二千七百円)
五十三									法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の二十八第四項において準用する法第十二条の七第九項の確認を受けようとする者	百四十六万二千二百円(電子申請等による場合にあつては、百四十六万八千八百円)
五十四									法第四十四条第一項の指定を受けようとする者	千三百二十二万八千四百円(電子申請等による場合にあつては、千三百二十一万六千七百円)
五十五									法第四十四条の四第一項の許可を受けようとする者	三百二十一万七千七百円(電子申請等による場合にあつては、三百二十万五千九百円)
五十六									法第四十五条第一項又は第二項の認可を受けようとする者	三十九万三千二百円(電子申請等による場合にあつては、三十八万

五十七	法第四十六条第一項の使用前検査を受けようとする者	千五百円 （電子申請等による場合にあっては、百六十七万二千四百円）
五十八	法第四十六条の二の二第一項の施設定期検査を受けようとする者	六百二十一万千円（電子申請等による場合にあっては、六百二十万七千九百円）
五十九	法第五十条の五第二項又は第五十一条第二項の認可を受けようとする者	二百六十八万六千七百円（電子申請等による場合にあっては、二百六十八万五千三百円）
六十	法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第五十一条第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	六十二万四千四百円（電子申請等による場合にあっては、六十一万九千円）
六十一	法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第五十一条第四項において準用する法第十二条の七第九項の確認を受けようとする者	百四十六万二千二百円（電子申請等による場合にあっては、百四十六万八千円）
六十二	法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者 イ 第一種廃棄物埋設の事業の許可 ロ 第二種廃棄物埋設の事業又は廃棄物管理の事業の許可	千二百六十一万三千七百円（電子申請等による場合にあっては、千二百六十一万二千四百円） 九百九十二万七千九百円（電子申請等による場合にあっては、九百

	六十三	九十一万三千元)
	<p>法第五十一条の五第一項の許可を受けようとする者</p> <p>イ 第一種廃棄物埋設の事業の変更の許可</p> <p>ロ 第二種廃棄物埋設の事業又は廃棄物管理の事業の変更の許可</p>	<p>九十五万六千三百円（電子申請等による場合） にあつては、九十五万四千九百円） 八十一万二千二百円（電子申請等による場合） にあつては、七十九万七千四百円）</p>
六十四	<p>法第五十一条の六第一項の確認を受けようとする者</p> <p>イ 第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設地であつて、その埋設容量が二百五十立方メートル以下のものに係る確認</p> <p>ロ 第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設地であつて、その埋設容量が二百五十立方メートルを超えるものに係る確認</p> <p>ハ 第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（廃棄物埋設地を除く。）に係る確認</p>	<p>九十三万三千六百円（電子申請等による場合） にあつては、九十三万二千二百円） 十立方メートルを超える二百五十立方メートル又はその端数を増すごとに十六万四千四百円（電子申請等による場合） にあつては、十六万三千元）を加算した額 四十三万七千七百円（電子申請等による場合） にあつては、四十三万四</p>

六十五	<p>法第五十一条の六第二項の確認を受けようとする者</p> <p>イ 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）のうち、第一種廃棄物埋設に係るもの</p> <p>ロ 容器に封入し、又は容器に固型化した核燃料物質等のうち、第二種廃棄物埋設に係るもの</p> <p>ハ 容器に封入しておらず、又は容器に固型化していない固体状の核燃料物質等のうち、第二種廃棄物埋設に係るもの</p>	<p>容器一個につき九万二千円</p> <p>容器一個につき六千円</p> <p>一トン又はその端数につき二万六千七百円</p>
六十六	<p>イ 第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（廃棄物埋設地を除く。）に係る確認</p> <p>ホ 第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設地であつて、その埋設容量が二百五十立方メートルを超えるものに係る確認</p> <p>ニ 第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設地であつて、その埋設容量が二百五十立方メートル以下のものに係る確認</p>	<p>額</p> <p>八十三万五千三百円（電子申請等による場合）</p> <p>八十三万</p> <p>千三百円）を加算した</p> <p>電子申請等による場合</p> <p>とに十四万三千円（電子申請等による場合）</p> <p>又はその端数を増すごとに</p> <p>二百五十立方メートルを超える</p> <p>立方メートルを超える</p> <p>千四百円）に二百五十</p> <p>立方メートルを超える</p> <p>二百五十立方メートル</p> <p>電子申請等による場合</p> <p>にあつては、八十三万</p> <p>千四百円）</p> <p>八十三万五千三百円（電子申請等による場合）</p> <p>にあつては、八十三万</p> <p>千四百円）</p> <p>電子申請等による場合</p> <p>にあつては、八十三万</p> <p>千四百円）</p> <p>八十三万五千三百円（</p>

	<p>ロ 特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法の認可</p>	<p>電子申請等による場合にあっては、四十一万二千九百円） 四十万六千円（電子申請等による場合にあっては、三十九万二千二百円）</p>
六十七	<p>法第五十一条の八第一項の使用前検査を受けようとする者</p> <p>イ 特定廃棄物埋設施設の工事及び性能に関する使用前検査</p> <p>ロ 特定廃棄物管理施設の工事及び性能に関する使用前検査</p>	<p>百六十二万六千二百円（電子申請等による場合にあっては、百六十二万四千九百円） 百四十三万九百円（電子申請等による場合にあっては、百四十二万八千円）</p>
六十八	<p>法第五十一条の十第一項の施設定期検査を受けようとする者</p> <p>イ 特定廃棄物埋設施設の性能に関する施設定期検査</p> <p>ロ 特定廃棄物管理施設の性能に関する施設定期検査</p>	<p>二百五十二万二千二百円（電子申請等による場合にあっては、二百五十二万八千円） 二百二十八万六千円（電子申請等による場合にあっては、二百二十七万七千円）</p>
六十九	<p>法第五十一条の十九第一項の許可を受けようとする者</p> <p>イ 第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設の譲受けの許可</p>	<p>九十五万六千三百円（電子申請等による場合にあっては、九十五万四千九百円）</p>

	<p>ロ 第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設の譲受けの許可</p>	<p>八十一万二千二百円（電子申請等による場合にあつては、七十九万七千四百円）</p>
七十	<p>法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けようとする者</p>	<p>七百六万三千三百円（電子申請等による場合にあつては、七百六万二千元）</p>
七十一	<p>法第五十一条の二十四の二第二項の確認を受けようとする者</p>	<p>百七十一万五千六百円（電子申請等による場合にあつては、百七十一万四千三百円）</p>
七十二	<p>法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者</p>	<p>五十八万二千六百円（電子申請等による場合にあつては、五十八万三千三百円）</p>
七十三	<p>法第五十一条の二十五第二項又は第五十一条の二十六第二項の認可を受けようとする者 イ 第一種廃棄物埋設の事業に係る廃止措置計画の認可 ロ 第二種廃棄物埋設の事業又は廃棄物管理の事業に係る廃止措置計画の認可</p>	<p>二百四十七万三千七百円（電子申請等による場合にあつては、二百四十七万二千三百円） 二百六万六千七百円（電子申請等による場合にあつては、二百六万五千三百円）</p>
七十四	<p>法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者 イ 第一種廃棄物埋設の事業に係る廃止措置計画の変更の認可</p>	<p>五十五万七千百円（電</p>

	<p>ロ 第二種廃棄物埋設の事業又は廃棄物管理の事業に係る廃止措置計画の変更の認可</p>	<p>子申請等による場合にあっては、五十五万五千七百円） 四十九万六千四百円（電子申請等による場合にあっては、四十九万五千円）</p>
七十五	<p>法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第九項の確認を受けようとする者 イ 第一種廃棄物埋設の事業に係る廃止措置の終了に関する確認 ロ 第二種廃棄物埋設の事業又は廃棄物管理の事業に係る廃止措置の終了に関する確認</p>	<p>百五十万三千六百円（電子申請等による場合にあっては、百五十万二千二百円） 百四十六万二千二百円（電子申請等による場合にあっては、百四十六万八千二百円） 二十二万七千二百円（電子申請等による場合にあっては、二十二万六千円）</p>
七十六	<p>法第五十二条第一項の許可を受けようとする者</p>	<p>十一万七千六百円（電子申請等による場合にあっては、十一万六千三百円）</p>
七十七	<p>法第五十五条第一項の許可を受けようとする者</p>	<p>十四万九千六百円（電子申請等による場合にあっては、十四万八千四百円）</p>
七十八	<p>法第五十五条の二第一項の施設検査を受けようとする者</p>	<p>十四万九千六百円（電子申請等による場合にあっては、十四万八千四百円）</p>

七十九	法第五十七条の六第二項又は第五十七条の七第二項の認可を受けようとする者	五万八千三百円（電子申請等による場合にあつては、五万六千九百円）
八十	法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第五十七条の七第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	一万九千三百円（電子申請等による場合にあつては、一万八千円）
八十一	法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第五十七条の七第四項において準用する法第十二条の七第九項の認可を受けようとする者	十二万二千元（電子申請等による場合にあつては、十二万七百元）
八十二	法第五十八条第二項の認可を受けようとする者	容器一個につき十万二千三百円
八十三	法第五十九条第二項の確認（運搬する物に係るものに限る。）を受けようとする者 イ 承認容器以外の容器の使用により核燃料物質等（第四十八条の表第一号イに規定するもの（原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）に限る。）を運搬しようとする者 ロ 承認容器以外の容器の使用により核燃料物質等（イに規定するものを除く。）を運搬しようとする者 ハ 承認容器の使用により核燃料物質等（イに規定するものに限る。）を運搬しようとする者 ニ 承認容器の使用により核燃料物質等（イに規定するものを除く。）を運搬しようとする者	百三万二千元（電子申請等による場合にあつては、百二万八千八百円） 二十三万九千五百円（電子申請等による場合にあつては、二十三万八千二百円） 三十五万九千円 六万六千八百円
八十四	国土交通大臣又は独立行政法人原子力安全基盤機構の行う法第五十九条第二項の確認（運搬する物に係るものを除く。）を受けようとする者	二十三万四千三百円
八十五	法第五十九条第三項の承認を受けようとする者 イ 核燃料物質等（第四十八条の表第一号イに規定するもの（原子力規	七十万二千六百元（電

別表第二・別表第三 (略)

	<p>制委員会規則で定めるものを除く。)に限る。)の運搬に使用する容器について承認を受けようとする者</p> <p>ロ 核燃料物質等(イに規定するものを除く。)の運搬に使用する容器について承認を受けようとする者</p>	<p>子申請等による場合にあっては、七十万千三百円)</p> <p>十八万二千元(電子申請等による場合にあっては、十八万七百元)</p>
八十六	<p>法第六十一条の二第一項の確認を受けようとする者</p> <p>イ 製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。以下「工場等」という。)において用いた資材その他の物であつて、重量が二十トン以下のものに係る確認</p> <p>ロ 工場等において用いた資材その他の物であつて、重量が二十トンを超えるものに係る確認</p>	<p>十八万五千元(電子申請等による場合にあっては、十八万三千六百元)に二十トンを超える二十トン又はその端数を増すごとに二万二千四百円を加算した額</p>
八十七	<p>法第六十一条の二第二項の確認を受けようとする者</p>	<p>百二十六万百円(電子申請等による場合にあっては、百二十五万八千七百円)</p>
八十八	<p>法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者</p>	<p>一万八千二百円(電子申請等による場合にあっては、一万七千円)</p>

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）（抄）

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての法の規定の適用）
第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）については、法第六十四条の三第一項の認可があった場合には、法の規定（法第四十三条の三の八第一項（法第四十条の三の五第二項第五号、第九号及び第十号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）及び第四項、第四十条の三の九から第四十三条の三の十六まで（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）、第四十三条の三の二十四並びに第四十三条の三の二十七の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、法第四十三条の三の九第三項第一号の規定の適用については、同号中「又は同条第三項」とあるのは、「、同条第三項」と、「届け出たところ」とあるのは「届け出たところ又は第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可を受けたところ」とする。

（独立行政法人原子力安全基盤機構への事務の委託）

第二条 原子力規制委員会は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る法第六十四条の三第七項の検査に関する事務の一部を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、法第六十五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「に規定する」とあるのは、「並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）第二条第一項に規定する」とする。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年六月法律第百六十六号）（抄）

（発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価）

第四十三条の三の二十九 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その発電用原子炉施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該発電用原子炉施設の安全性について、自ら評価をしなければならぬ。ただし、第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉について、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考

- 慮して当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項
- イ 第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであって事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。
- ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。
- 二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項
- 三 発電用原子炉設置者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。ただし、第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。
- 四 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。
- 五 発電用原子炉設置者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。
- 第四十三條の三の三十三 原子力規制委員会は、申請により、格納容器、非常用電源設備その他の発電用原子炉施設に係る機械又は器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定機器」という。）の型式の設計について型式証明を行う。
- 二 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定機器の型式の設計が第四十三條の三の六第一項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならぬ。
- 三 原子力規制委員会の承認を受けなければならぬ。第四十三條の三の六第一項第四号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式証明を受けた型式の特定機器が同号の基準に適合しなくなつたとき

- も同様とする。
- 4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。
- 5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。
- 6 第一項の証明の手續その他型式証明に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。
- （発電用原子炉施設に係る特定機器の型式の指定）
- 第四十三条の三の三十一 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の安全性の増進を図るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定機器（以下「型式設計特定機器」という。）をその型式について指定する。
- 2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型式設計特定機器について、外国において当該型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。
- 3 第一項の指定は、申請に係る当該型式設計特定機器が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。
- 1 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。
- 2 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しているものであること。
- 3 均一性を有するものであること。
- 4 第一項の指定は、当該型式設計特定機器を使用することができ、範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。
- 5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定機器が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国機器製造者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する型式設計特定機器の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国機器製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。
- 1 指定外国機器製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。
- 2 原子力規制委員会がこの法律を施行するため必要があると認め、指定外国機器製造者等に対しその業務に関する報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 3 原子力規制委員会がこの法律を施行するため指定を受けた型式設計特定機器の職員に指定外国機器製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた型式設計特定機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせよう

- とした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。
- 7 第一項の指定の手續その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。
- (運転の期間等)
- 第四十三條の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することが出来る期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三條の三の十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。
- 2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。
- 3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。
- 4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。
- 5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。
- (発電用原子炉の廃止に伴う措置)
- 第四十三條の三の三十三 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉を廃止しようとするときは、当該発電用原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。
- 2 発電用原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。
- 3 第十二條の六第三項から第九項までの規定は、発電用原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三條の三の三十三第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第四十三條の三の三十三第二項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三條の三の三十三第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「第三條第一項の指定」とあるのは「第四十三條の三の五第一項の許可は、第四十三條の三の三十三第二項の認可に係る発電用原子炉について」と読み替へるものとする。
- (許可の取消し等に伴う措置)

第四十三條の三の三十四 発電用原子炉設置者が第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三條の三の十八第一項若しくは第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたときは、旧発電用原子炉設置者等（第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消された発発電用原子炉設置者又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三條の三の十八第一項若しくは第四十三條の三の十九第一項の規定による承継がなかつたとき、破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第四十三條の三の十四から第四十三條の三の十六まで、第四十三條の三の二十一から第四十三條の三の二十四まで及び第四十三條の三の二十六から第四十三條の三の二十九までの規定（これらから第四十三條の三の二十四まで及び第四十三條の三の二十六から第四十三條の三の二十九までの規定）の適用については、第四項において準用する第十二條の第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお発電用原子炉設置者とみなす。

2 旧発電用原子炉設置者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項の規定により発電用原子炉設置者として、許可を取り消された日又は発電用原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならぬ。

4 3 旧発電用原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第四十二條の七第四項から第九項までの規定は旧発電用原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二條の九あるのは「第四十三條の三の三十四第二項」と読み替えるほか、第十二條の七第五項中「前條第四項」とあるのは「第四十三條の三の三十三第三項において準用する前條第四項」と、同條第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同條第九項中「前條第八項」とあるのは「第四十三條の三の三十三第三項において準用する前條第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三條の三の三十四第一項」と、「加工事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者と」と、「第十六條の四の二、第十六條の五及び第二十二條の七の二」とあるのは「第四十三條の三の十四から第四十三條の三の十六まで及び第四十三條の五及び第二十二條の七の二」と読み替えるものとする。

（使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明）

第四十三條の二十六の二 原子力規制委員会は、申請により、使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の使用済燃料貯蔵施設に係る器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定容器等」という。）の型式の設計について型式証明を行う。

2 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定容器等の型式の設計が第四十三條の五第一項第三号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

- 3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定容器等の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十三条の五第一項第三号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が同号の基準に適合しなくなつたときも同様とする。
- 4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三条の五第一項第三号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。
- 5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が第四十三条の五第一項第三号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。
- 6 第一項の証明の手續その他型式証明に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。
（使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式の指定）
第四十三条の二十六の三 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵施設の安全性の増進を図るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定容器等（以下「型式設計特定容器等」という。）をその型式について指定する。
- 2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型式設計特定容器等について、外国において当該型式設計特定容器等を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定容器等を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定容器等を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。
- 3 第一項の指定は、申請に係る型式設計特定容器等が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。
 - 一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。
 - 二 第四十三条の八第三項第二号の技術上の基準に適合しているものであること。
 - 三 均一性を有するものであること。
- 4 第一項の指定は、当該型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。
- 5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定容器等が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国容器等製造者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する特定容器等の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国容器等製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。
 - 一 指定外国容器等製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。

二 原子力規制委員会がこの法律を施行するために必要があると認めて指定外国容器等製造者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 原子力規制委員会がこの法律を施行するために特に必要があると認めてその職員に指定外国容器等製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた特定容器等の所在すると認める場所において当該特定容器等、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

7 第一項の指定の継続その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。
（再処理施設の性能の維持）

第四十六条の二の二 再処理事業者は、再処理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその再処理施設を維持しなければならぬ。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

（施設定期検査）

第四十六条の二の三 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項の検査は、その再処理施設の性能が前条の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。
3 第十六条の五第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

（特定原子力施設の指定）

第六十四条の二 原子力規制委員会は、原子力事業者等がその設置した製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設において前条第一項の措置（同条第三項の規定による命令を受けて措置を講じた場合の当該措置を含む。）を講じた場合であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害を防止するため、又は特定核燃料物質を防護するため、当該設置した施設の状況に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設（以下「特定原子力施設」という。）として指定することができる。

2 原子力規制委員会は、特定原子力施設を指定したときは、当該特定原子力施設に係る原子力事業者等（次条において「特定原子力事業者等」という。）に対し、直ちに、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）の提出を求めるものとする。

3・4 (略)

(実施計画)

第六十四条の三 特定原子力事業者等は、前条第一項の指定があつたときは、同条第二項の規定により示された事項について実施計画を作成し、同項の規定により示された期限までに原子力規制委員会に提出して、その認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けた特定原子力事業者等は、その認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 (略)

(特定原子力施設の特例)

第六十四条の四 特定原子力施設については、その実施計画による保安又は特定核燃料物質の防護のための措置の適正な実施が確保される場合に限り、政令で定めるところにより、この法律の規定の一部のみを適用することとすることができる。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

(許可等についての意見等)

第七十一条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定による許可をし、又は第三十一条第一項若しくは第四十三条の三の十八第一項の規定による認可をする場合（以下この項において「許可等をする場合」という。）においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣の意見を聴かなければならない。

一 発電用原子炉に係る許可等をする場合 経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣）

二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 国土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣）

三 試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場合（前二号に該当するものを除く。） 文部科学大臣

2 (略)

(国家公安委員会等との関係)

第七十二条 原子力規制委員会は、第十二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項、第五十七条の二第一項又は第六十四条の三第一項若しくは第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。）の認可をする場合においては、政令で定めるところにより、あらかじめ国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見を聴かなければならない。

2 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一条の二第一項、第十二条の二第三項若しくは第五項（これらの規定を第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第三項、第五十一條の二第三項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）、第十二條の三第一項、第二十一條の二第二項、第二十二條の七第一項、第三十五條第二項、第四十三條の三第一項、第四十三條の三の二十二第二項、第四十三條の三の二十八第一項、第四十一條の十六第四項、第五十條の二十四第一項、第五十七條第二項、第五十七條の三第一項、第六十條第二項又は第六十四條の三第五項の規定の運用に関し、原子力規制委員会に意見を述べることができ。

3 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、前二項の規定の施行に必要な限度において、その職員（国家公安委員会にあつては、警察庁の職員）に、原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 第六十八條第七項及び第十二項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

5 原子力規制委員会は、第三條第一項、第四十四條第一項若しくは第六十四條の二第一項の指定をし、第六條第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十三條第一項、第二十六條第一項、第二十六條の二第一項、第二十六條の三の二第一項、第三十三條の三の二十五第一項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の十九第一項、第五十二條第一項若しくは第五十五條第一項の許可をし、第十條、第四十六條の七若しくは第六十四條の二第三項の規定により指定を取り消し、第二十條、第三十三條、第四十三條の三の二十、第四十三條の十六、第五十一條の十四若しくは第五十六條の規定により許可を取り消し、第十二條の二第二項、第四十三條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の三の三十三第三項、第五十一條の二十三第一項、第五十七條の二第一項若しくは第六十四條の三第一項、第五十一條の二十三第一項、第五十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十三第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十二條の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十四第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の三の三第四項において準用する場合を含む。）の確認をし、第十二條の二第五項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二第二項及び第五十七條の二第二項）若しくは第六十四條の三第七

項の検査をし、又は第十二条の三第二項（第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十條の四第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十七條の八第一項若しくは第三項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

（手数料の納付）

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 第三条第一項又は第四十四条第一項の指定を受けようとする者

二 第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十六條の二第一項、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十三條の三の五第一項、第四十三條の三の八第一項、第四十三條の三の二十五第一項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の十九第一項、第五十二条第一項、第五十五条第一項又は第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者

三 第十二條の六第二項若しくは第三項（第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三第三項、第四十三條の三の五第三項、第五十一條の二第四の二第三項、第五十一條の二五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二條の七第二項若しくは第四項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十四第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）、第十六條の二第一項若しくは第二項、第二十二條の八第二項、第二十二條の九第二項、第二十七條第一項若しくは第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の九第一項若しくは第二項、第四十三條の三の三十二第四項、第四十三條の三の三十三第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十五條第一項若しくは第二項、第四十三條の二第七第二項、第五十一條の二第二項、第五十一條の二二十四の二第二項、第五十一條の二十五第二項、第五十一條の二十六第二項、第五十七條の六第二項、第五十七條の七第二項又は第六十一条の二第二項の認可を受けようとする者

四 第十六條の三第一項、第十六條の四第一項若しくは第四項、第十六條の五第一項、第二十八條第一項、第二十八條の二第一項若しくは第四項、第二十九條第一項、第四十三條の三の十一第一項、第四十三條の三の十二第一項若しくは第四項、第四十三條の三の十五第一項、第四十三條の九第一項、第四十三條の十第一項

- 若しくは第四項、第四十三條の十一第一項、第四十六條第一項、第四十六條の二第一項若しくは第四項、第四十六條の二の三第一項、第五十一條の八第一項、第五十一條の九第一項若しくは第四項、第五十一條の十第一項、第五十五條の二第一項又は第五十五條の三第一項の検査を受けようとする者
- 五 第四十三條の三の十三第三項又は第四十三條の三の十六第四項の審査を受けようとする者
- 六 第十二條の六第八項（第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十三第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二條の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第三項、第四十三條の三の三十四第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の六第一項若しくは第二項、第五十一條の二十四の二第二項、第五十八條第二項、第五十九條第二項若しくは第六十一條の二第一項の確認又は第五十九條第三項の承認を受けようとする者
- 七 第四十三條の三の三十第一項若しくは第四十三條の二十六の二第一項の型式証明又は第四十三條の三の三十一第一項若しくは第四十三條の二十六の三第一項の指定を受けようとする者
- 八 第二十二條の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験又は第四十一條第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者
- 九 核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の再交付を受けようとする者
- 2 の前項の手数料は、機構の行う検査又は確認を受けようとする者の納めるものについては機構の、その他のものについては国庫の収入とする。
- 3 第一項の規定（機構が行う検査又は確認に係るものを除く。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二條第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。